

千葉県立桜が丘特別支援学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

千葉県立桜が丘特別支援学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき取り組みを以下に定める。

1 いじめ防止に向けての基本的な方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

上記の考えのもと、本校では、いじめはどの学校で誰にでも起こりうるものであるという認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念のもとに定める。

【基本理念】

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- (3) 教育活動全体を通して、自分も他人も大切にす心情や態度を育む。
- (4) いじめられている児童生徒の立場に立ち、学校全体で児童生徒を守る。
- (5) いじめを行っている児童生徒に対しては、毅然とした対応と適切な指導を行う。
- (6) 保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、隠蔽や虚偽の説明をすることなく、誰に対しても正確かつ丁寧な説明を行う。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に「生徒指導委員会」を設置する。

【生徒指導委員会】

- (1) 構成員 委員長 校長
委員 教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任・副主任、養護教諭、各部（小、中、高、寄、自、訪）主事・主任、特別支援教育コーディネーター、各部生徒指導係
*必要に応じて、担当学年主任、担任の出席を求める。
- (2) 役割 生徒指導上、気になる児童生徒について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。
- (3) 開催 月1回を定例とし、いじめと疑われる事案が発生した場合、臨時開催とする。

重大事態と疑われる事案が発生した場合は「緊急生徒指導会議」を開催する。

【緊急生徒指導会議】

- (1) 構成員 「生徒指導委員会」のメンバーの他に、PTA 会長、カウンセラー等の外部専門家、当該児童生徒の関係する福祉サービス事業所職員等の出席を求める。
- (2) 役 割 関係機関と連携を図り、敏速かつ有効な支援体制構築のための話し合いを行う。
- (3) 開 催 重大事態と疑われる事案が発生したとき。

3 いじめの未然防止

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、一人一人を大切にされた教育活動を実施する。

【いじめの未然防止】

- (1) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、全校集会や全校保護者会等を通じて、「いじめを許さない・見過ごさない」ことを児童生徒や保護者に伝える。
- (2) 教職員の不適切な言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (3) 学校全体で暴力や暴言を排除し、一人一人が輝く学校の実現を目指す。
- (4) わかる授業・すべての児童生徒が参加し活動できる授業づくりを進め、自己有用感を得られる学校生活の実現を目指す。
- (5) 毎月の道徳目標を定め、児童生徒が規範意識や集団の在り方等を意識して生活できるようにする等、教育活動全体を通して道徳教育を推進する。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒、保護者、職員向けに情報モラル集会を実施する。
- (7) 授業のみならず、部活動や寄宿舎生活においてもストレスを生まない学校づくりを進める。
- (8) 児童生徒会活動を推進し、児童生徒たちがいじめの問題を自分のこととして考え、自ら活動できるようにする。

4 いじめの早期発見

児童生徒のささいな変化に気づき、情報を共有することのできる教職員集団づくりを推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) いじめの早期発見に対応するため、定期的な調査を以下のとおり実施する。

①児童生徒対象いじめアンケート調査（学校・寄宿舎）	年2回（7月、1月）
②保護者対象いじめアンケート調査	年1回（1月）
③教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り調査	随時
- (2) 日頃から児童生徒の行動を注意深く見守る。必要に応じて、個別面談を実施する。また、日頃から保護者と情報を共有する。（連絡帳、保護者面談、家庭訪問等の活用）
- (3) いじめ防止に係るポスター掲示や「いじめ相談窓口」に関する文書配布をする等、啓発活動を推進する。
- (4) 授業時間外も児童生徒一人一人の言動を注意深く見守り、何か気になることがあれば、校内関係者と情報共有を図る。

5 いじめの相談・通報

いじめに係る相談と通報については、組織として対応を考え、事案ごとに柔軟かつ適切に対処する。

【いじめの相談・通報】

- (1) 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる「いじめ相談窓口（教頭・養護教諭）」を設置する。「いじめ相談窓口」の利用方法等について、文書で保護者に周知する。
- (2) 学校になかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用を促す。
- (3) いじめられていることを周りの人に「はなす勇氣」について、学級担任が日頃から児童生徒に伝えるようにする。また、教職員は日頃から児童生徒の言葉に耳を傾け、話しやすい雰囲気作りに努める。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめに関する事象を発見した教職員は、速やかに管理職に報告する義務がある。校長は、生徒指導主事、担任に対して敏速な対応を指示する。いじめを受けた児童生徒の保護を第一に考え対応するとともに、いじめを行った児童生徒に対する指導を毅然とした態度で行う。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめが疑われる事案が発生した場合の校内における報告連絡体制は以下のようにする。

発見者 → 担任 → 学部主事 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

管理職への報告連絡を迅速に行った後、臨時生徒指導委員会を開催し、事実確認及びその後の対応について話し合う。

- (2) いじめに係る相談を受けた教職員は、いじめられている児童生徒の立場に立ち、いじめ加害者や周辺の児童生徒、いじめ被害者から個別に事実確認を行う。聞き取り調査の記録は時系列にまとめ保存する。暴言や威圧等による不適切な聴取は行わない。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援（徹底して守り抜くことを伝える、今後の対応について説明する等）を第一に考える。臨時生徒指導委員会において被害者の保護、加害者への指導等の対応について決定する。次年度への引き継ぎや寄宿舎との連携等、必要に応じて関係職員によるケース会議を開催し、いじめに関わる情報や指導方針の共有を図る。
- (4) 調査結果は生徒指導委員会において関係職員で正しく共有した上で、被害児童生徒とその保護者に情報を提供する。また、加害児童生徒とその保護者にもいじめの事実を通知する。
- (5) 養護教諭や外部専門家等と連携を図りながら、安心して学校に通えるようにいじめを受けている児童生徒の心のケアおよびその保護者への支援を行う。
- (6) 傍観者の立場にいた児童生徒や観衆としてはやし立てていた児童生徒にも、見て見ぬふりをするとはいじめに加担していることになることを指導する。
- (7) いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることのないよう、授業時間外も児童生徒一人一人の言動を注意深く見守る。教育上必要があると認められるときは、被害児童生徒や通報者の保護を第一に、加害児童生徒に対して適切な措置（保護者の了解のもとに、一定期間、別室で学習を行わせる等）を講じる。また、その保護者への助言も行う。

7 重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、千葉県教育委員会や所轄警察署等の関係機関と連携して、適切に対処する。

【重大事態の基準】

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に調査に着手する。)

【重大事態への対処】

- (1) 重大事態が発生した場合も【いじめに対する措置】と同様に校内の報告連絡体制に従って速やかに報告する。また、重大事態が発生したことを千葉県教育委員会(学校安全保健課及び特別支援教育課)に速やかに報告する。必要に応じて警察等関係機関に通報する。

千葉県教育委員会学校安全保健課	0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 9 0
千葉県教育委員会特別支援教育課	0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 4 5
千葉東警察署	0 4 3 - 2 3 3 - 0 1 1 0

- (2) 「緊急生徒指導会議」を開き、当該事案に対する調査組織を設置する。
なお、上記の組織構成については、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることとする。具体的な人選は教育委員会と協議の上、速やかに行う。
- (3) 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。たとえ、学校側に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合うようにする。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。なお、関係者の個人情報に十分に配慮する。
- (5) 上記調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) あらためて、「緊急生徒指導会議」を開き、調査後の方針を決定し、敏速に必要な措置を講じる。学校だけで問題を解決しようとせず、関係機関と連携して対応していく。

8 公表、点検、評価

いじめアンケート等による実態把握及びいじめに対する措置を隠蔽することなく適切に行うため、いじめ防止等に関する取り組みについて保護者、児童生徒、教職員等による評価を行い、その結果を開かれた学校づくり委員会にて報告及び審議後、全体保護者会にて結果及び対応を知らせる。学校いじめ防止基本方針については、年度毎に生徒指導係及び管理職による見直しを行い、本校ホームページにて公表する。